

東近江市国民健康保険診療所条例及び東近江市病院事業の 設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険診療所条例及び東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険診療所条例及び東近江市病院事業の 設置等に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第1条 東近江市国民健康保険診療所条例（平成17年東近江市条例第163号）の一部を次のように改正する。

別表第2室料の項中「4, 320円」を「4, 400円」に改める。

別表第3文書料の部診断書の款死亡診断書の項中「3, 600円」を「3, 670円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に改め、同款一般診断書の項中「1, 540円」を「1, 570円」に改め、同款学校感染症証明書（高校生）の項及び学校特定疾病証明書（高校生）の項中「510円」を「520円」に改め、同款健康診断書の項中「3, 090円」を「3, 150円」に改め、同款健康診断書（鉄砲刀剣所持許可）の項中「5, 140円」を「5, 240円」に改め、同款死体検案書の項中「7, 200円」を「7, 330円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に改め、同款交通災害共済診断書の項中「1, 030円」を「1, 050円」に改め、同項の次に次のように加える。

身体障害者手帳申請診断書	1通につき	3, 300円
--------------	-------	---------

別表第3文書料の部証明書の款生命保険関係明細書及び診断書の項から自動車損害賠償責任保険後遺症診断書の項までの規定中「3, 240円」を「3, 300円」に改め、同款国民年金等障害年金に係る診断書の項中「2, 690円」を「2, 740円」に改め、同表診断料等の部診断料の款一般健康診断料の項の次に次のように加える。

身体障害者手帳申請計測料	1回	4,400円
--------------	----	--------

別表第3診断料等の部診断料の款乳児健康診断料の項及び妊婦健康診断料の項を削り、同部その他の款死体処置料の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同款に次のように加える。

医師面談料（診察外） 30分まで	1回	11,000円
医師面談料（診察外） 30分から 1時間まで	1回	16,500円
その他の診断書及び証明書	1通につき	5,500円の 範囲内で市長が その都度定める 額

（東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 東近江市病院事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表第1室料の部特別室の項中「6,480円」を「6,600円」に改め、同部個室Aの項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同部個室Bの項中「3,780円」を「3,850円」に改め、同部個室Cの項を削る。

別表第3文書料の部診断書の款死亡診断書の項中「3,600円」を「3,670円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、同款一般診断書の項中「1,540円」を「1,570円」に改め、同款学校感染症証明書（高校生）の項及び学校特定疾病証明書（高校生）の項中「510円」を「520円」に改め、同款健康診断書の項中「3,090円」を「3,150円」に改め、同款健康診断書（鉄砲刀剣所持許可）の項中「5,140円」を「5,240円」に改め、同款死体検案書の項中「7,200円」を「7,330円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、同款交通災害共済診断書の項中「1,030円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

身体障害者手帳申請診断書	1通につき	3,300円
--------------	-------	--------

別表第3文書料の部証明書の款生命保険関係明細書又は診断書の項中「又は」を「及び」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、自動車損害賠償責任保険診断書の項から自動車損害賠償責任保険後遺症診断書の項までの規定中「3,240円」を「3,300円」に改め、同款国民年金等障害年金に係る診断書の項中「2,690円」を「2,740円」に改める。

別表第3診断料の部を次のように改める。

診断料等	診断料	一般健康診断料	1回	保険点数に準じた額
		身体障害者手帳申請計測料	1回	4,400円
	その他	死体処置料	1体	11,000円
		医師面談料（診察外） 30分まで	1回	11,000円
		医師面談料（診察外） 30分から1時間まで	1回	16,500円
		その他の診断書及び証明書	1通につき	5,500円の範囲内で市長がその都度定める額

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例に規定する使用料及び手数料を改定したく、本議案を提出するものである。